

## 77 ○献血由来血漿分画製剤の適正価格での優先使用について

平成2年5月7日 血分第70号  
(日本赤十字社社長から各都道府県支部長宛)

我が国における血液事業は、ご承知のとおり、一般輸血用血液製剤につきましては、国民からの献血をもとに日本赤十字社で供給できる体制が確立されておりますが、同じ血液製剤である血漿分画製剤につきましては、そのほとんどを輸入血液に依存している状況にあり、その安全性、安定供給、倫理性等の面で問題が指摘されております。

このため、今後、我が国で必要とする血液製剤は全て献血で確保することを目標に、平成3年度中に血液凝固因子製剤について、またアルブミン・グロブリン製剤についても段階的に自給割合を高め、近い将来に完全自給を達成することを目指し、国を挙げて推進していくこととなりました。

人体の一部である血液を原料として作られる血液製剤には、高い倫理性が求められることから、専ら経済的要素のみを理由とする製剤購入は好ましくありません。特に、献血から作られた血漿分画製剤は、医療機関において適正価格で優先的に購入され、余すことなく有効に使用されることが望まれております。

このためには、まず率先して国立病院並びに赤十字病院が適正価格で優先使用することが肝要と考えます。

つきましては、国に所属する医療施設並びに各病院団体に対しては、別途厚生省から所要の措置が講ぜられることとなっておりますので、貴職におかれましては管下赤十字病(産)院並びに肢体不自由児施設に対し、献血から作られた血漿分画製剤について、従前にも増しての使用割合の増加並びに適正価格での購入についてご指導願うとともに、これが円滑な実施についてご配慮をお願いいたします。

なお、各赤十字病(産)院長並びに各肢体不自由児施設長に対しては、別途衛生部長からの本書の写しを添えて通知することとしておりますので申し添えます。

## 78 ○献血血液から製造された血漿分画製剤の供給について

平成3年3月22日 業企第25号  
(厚生省業務局企画課長から関係都県(政令市)衛生主管部(局)長宛)

現在東京都においては、献血血液から製造された血漿分画製剤(日本赤十字社製造製品、製造依頼製品)を日本赤十字社から、財団法人献血供給事業団(以下「事業団」という。)が買い取って、その供給業務を行っている。

今般、血漿分画製剤の供給主体を専門化し、適正使用の推進、需要に応じた計画的な採血の実施等を図るべきであるという、新血液事業推進検討委員会第一次報告(平成元年9月5日)の趣旨を踏まえ献血血液から製造された血漿分画製剤を事業団が買い取って供給する区域について、従来の東京都から日本赤十字社中央血液センター管内(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び新潟県)へと拡大することで、関係者が基本的に合意した。

供給区域の拡大については、事業団と血液センターが契約を締結することをもって順次行うこととしているが、については、その旨御承知の上、供給区域の拡大が円滑に実施されるよう管下血液センターの指導方等よろしくお取り計らい願いたい。